

議案第112号

三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年12月18日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町用品調達等集中管理基金条例の一部を改正する条例

三朝町用品調達等集中管理基金条例(昭和61年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「4,000万円」を「6,000万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。